2016年11月議会　一般質問　マイナンバー制度、介護総合事業制度

◆11番（石井通春議員）　日本共産党の石井通春でございます。

　鳴り物入りで始まりましたマイナンバー制度が施行されまして、１年がたちました。

　昨年の今ごろ、全世帯への番号通知をめぐりまして世間をにぎわせておりましたけれども、多くの人はマイナンバーを日常的に利用しておらず、むしろ情報の漏えいの懸念のほうが強く、カードの普及も進んでおりません。そのため、安倍内閣は国民がマイナンバーを使わざるを得ない仕組みを広げることで、躍起になっております。

　しかし、この制度の真の目的は、政府の命名にあります社会保障と税にかかわる番号制度、つまりマイナンバーというものはあくまでも通称でありまして、国が国民一人一人の課税、納税、社会保障の受給状況、預貯金の情報、これらを一元管理することによります徴税強化、社会保障費削減が真の目的であります。

　マイナンバー制度は法定受託事務でございますので、自治体はいやでもやらなければなりません。でも、意思の表示はできるはずです。本市は、我々の議論によりまして、河野副市長をトップといたしますマイナンバー対策チームをつくり、新たな人員強化と業務枠拡大など、独自の施策を講じております。そうまでしておきながら、廃止しろ、失敗だと認めろと言う議員もおりますので、現場はたまらんでしょうが、あえてここで取り上げますのは、このまま放置することで国民がどれほどの危険にさらされるか。本格運用を前に、地方からも中止の声を上げるべきだという重要性を感じているからです。

　まず個人番号通知カードについてですけれども、全ての国民に12桁の番号が付与されたことを通知するもので、昨年、簡易書留で郵送されました。ところが、現在でも1,000人程度の未交付があるのではないか。全国では、四国４県世帯数に匹敵する170万世帯が、まだ受け取られておりません。ＤＶですとか失踪ですとか、個々の状況で住所不在にしている人がいるという事情です。

　動き出して１年を経ても、これだけの規模の人が自分の番号すら知らないのは制度の深刻な矛盾でありまして、なおかつ、これは何年たっても解決できないものだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

　また、ことし１月から希望者に対して配付されておりますのが、このマイナンバーカードでございますけれども、トラブルの連続でした。カード発行管理をいたしますシステムのふぐあいがたびたび起こりまして、本市の窓口も混乱したと思います。そのせいもありまして、ことし５月現在で１万1,648件の申請、これは市民全体の８％にすぎません。その中からカードが交付されたのは3,240件で、この申請の数の３割未満です。

　国は、トラブルは解消したと言っておりますけれども、現在でも10％に満たない交付率ではないか。多くの税金をかけております。市の初期投資だけで１億2,000万円、全体で国の交付金と合わせますと３億を超えると思いますけれども、こうした多くの税金を投じておきながら開始早々不調に陥ったことは、個人情報を扱う制度の安全性と信頼性を根本から失うものでありまして、費用対効果の面でも、とても成功と言えるものではないと思います。このことについての見解をお伺いいたします。

　一方で、この制度によりますメリットを市民に示すことが、現在でもできているか。

　制度導入当初、いろんな角度から私たちも質問をいたしました。メリットについても質問いたしました。結局、その中で行政の側の手続の簡素化といったものはありましたが、肝心の市民にとってはどうか。年に１回あるかないかの申請手続の添付書類が削除されること、利便性の向上ぐらいしか上げられておりませんので、この利点について庁内にプロジェクトチームを設けて、市の中でどれだけ利用予定があるかを検討すると、１年前の議論ですけれども、そういうふうに言っておりました。それでは聞きますが、１年後の今、市民の側に立ったメリットを具体的に示せるのでしょうか。

　そして、今後さらに危険な運用を進めていこうとしていること、それに対します市の立ち位置について、確認をいたします。

　まず来年５月、市外の事業所に勤める藤枝市民の市民税の納税状況、これを当該事業所に通知をする特別徴収税額決定通知書ですね、来年度からこれにマイナンバーを記載するとされております。事業所内においては、雇い主に対して社員は個人番号の提出義務はありません。ところが、この通知で、社員の頭越しに市から事業所にマイナンバーを知らせることになる。藤枝市はそうまでして、事業主にマイナンバーを知らせる意味はあると考えて実施するつもりであるか。

　また、市民が市に対して提出いたします数々の申請書類、介護ですとかいろいろあります。この中にはマイナンバーを記載するものがあります。しかし、書きたくても番号を知らなくて書けない人ももちろんいるし、書きたくない人もいるわけでございまして、その場合は、現在それぞれの課の職権で、記載がなくても書類は受理している、役所で番号を記載するという対応していると。これは６月の常任委員会で確認をしておりますが、この方針を今後も踏襲していくかどうか。

　さらに、制度普及がなかなか進まない政府が新たな利用拡大策を打ち出しておりますが、別紙でお渡ししておりますマイナンバー制度ロードマップというものでございます。

　そもそも、2013年５月に制度実施を決定した当初は、この利用拡大策は施行後３年後に検討すると言っていたんですけれども、まだ制度が本格的に始まっていない時点でこれを発表するということはむちゃくちゃだと思いますけれども、この点でも制度の破綻は明瞭だと思いますが、まずはこの中で、市と直接関係するところがあります健康保険証、図書館カードなどの機能をマイナンバーカードに付加して、いやが応でもカードを持たせようとする。こういう国策に対しまして、市は従来の保険証、図書館カードのみの対応とするのかということについてお尋ねいたします。

　標題２つ目は、来年度から実施の介護保険要支援１・２の方が介護保険給付から受けております、ヘルパー等の専門職から受けている介護サービス、デイサービス、通所介護及びホームヘルプ、訪問介護と呼ばれます２つの事業が、同じ介護保険制度の中で、地域支援事業の中に新たに総合事業というものが新設されて、そこに保険給付から移管されるという問題です。

　問題となりますのが、これもお手元の表に配っておりますけれども、これは総合事業の訪問型・通所型サービスの類型というもので、表が訪問型、裏が通所型です。これは厚生労働省の資料です。

　これの中で、総合事業内にはこれまで同様の先ほどのホームヘルプとデイサービスというものは残ります。移管されて残りますが、それと一緒に、多様なサービスと称したＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄと呼ばれます、これが混在すると、それで一つの総合事業ということになるという取り組みでございますけれども、ここで何が問題かといいますと、選択肢がふえるという言い方をしつつ、従来の訪問・通所介護を受ける必要性がある人までもが、新設の安上がりな無資格者の多様なサービスと呼ばれるところに移管されかねないという問題です。

　この事業はマイナンバーと同じ国策といえども、国が枠組みをつくったものでありますので、実際の運営面は地方自治体にあります。既に先行実施されている自治体間でも、これはかなりの差があります。

　本市は来年度からの実施です。特に、利用者の立場に立った現行のサービス維持確保を基本にするあり方について、確認をしたいと思います。

　この制度は、２年前に成立をいたしました改定介護保険法に基づくものでして、この総合事業の実施は３年の猶予が与えられております。この法制定時の市議会で、私の質問に対しまして、継続して同じサービスを利用したいときには、自己選択・自己決定の原則を貫くと当局は答弁しています。平成26年９月の議会です。

　つまり、現在受給している介護サービスを引き続き受けたいとの市民の意思が最大の決定権を持つものであると、その意思を踏みにじって、多様なサービスに移行しないということですけれども、来年度からの具体的な実施に当たりまして、この原則の取り組みを具体的にどう講じるか。また、新たな多様サービスをつくるといっても、肝心の介護事業所があるのかどうか、これはわかりません。

　まず、介護事業所は人手不足です。介護報酬が安いという割には重労働だという点です。この構造的欠陥がありますけれども、多様なサービス、これはさらに低い介護報酬が予定されております。本市では75％程度、これで人手が雇えるかと。

　2011年に、24時間訪問介護という鳴り物入りで導入されました夜間も含めた定期循環訪問介護。これは導入されましたけれども、やはりやり手がなくて全く普及をしておりません。ですので、先行実施されております自治体では、とりあえず現行サービスのみの形式的な移行にとどめて、多様なサービスはあえてやらないというところもあります。本市において、事業所が育つまでは形式的に移行する方策はないのか。さらに、この新事業を行える事業所が、現在市内でどれほどあるのかということをお尋ねいたします。

　次に、財源の問題です。

　この移管は同じ介護保険制度内の移管ですけれども、給付と事業とは根本的に違います。給付はサービスが必要な人がいる限り、介護保険給付として原則として財源は維持されますが、しかし事業は幾らこの必要とする人がふえても上限がある。地域支援事業の場合は３％という上限です。

　当然、高齢化によりまして訪問・通所介護サービスを受ける人はふえるわけですけれども、国会でこの法律が成立時に我が党の国会論戦で判明したのは、通常５％前後自然増となります予防給付に対して、財源は75歳以上の後期高齢者の伸び率３％程度です。ここに抑制するというのが国会の論戦で判明したんですけれども、そのことを国会で認めながら強行採決されて、この制度はスタートしております。財源を保障せずに、あとは自治体で何とかしろと言うのに等しい。

　そこで、市は不足が生じた場合は介護サービスの量を削るのかと、それとも何かしらの方策で財源を確保して、現在と同様のサービスを継続するかどうか、この財源についてお尋ねをいたします。

　最後に、新たに介護保険を利用しようとしている市民に対して、窓口で認定申請に行き着かない強力な仕組みとして導入されるのが、チェックリストです。

　私は、これは生活保護の水際作戦の介護保険バージョンだと思っています。

　窓口に来た市民に対しまして、介護認定の申請の前に、１人で買い物に行けますかとか、最近やる気がないと感じていますかとか、20項目の軽微な生活チェックを行うものがこのチェックリストですけれども、これをもって介護認定の必要性はないと判断し、多様なサービス等へ誘導するというものです。

　これまでは、窓口へ来た人は原則全て介護認定審査に行ったわけです。このチェックリストは政府の説明等によりますと、状況を把握するために有効だと言っておりますけれども、この程度の内容は認定中に行います認定調査で、細かくやっております。このチェックリストのみそは、最初に使うことにある、それで認定に行き着かないツールとするというのが目的です。

　総合事業自体はチェックリストを使用しなくても利用可能なはずでして、あえてリストを活用するというのであれば、この内容からして、申請しても非該当になった人が利用開始しても、何ら不都合はないというふうに思っております。

　この点についてどう取り組むか、明快にお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（水野明議員）　当局から答弁を求めます。市長。

　　　　　　　　　　（登　　　　　　　壇）

◎市長（北村正平）　石井議員にお答えいたします。

　初めに、標題２の介護保険の介護給付の一部が総合事業へ移行されることについての１項目め、自己選択・自己決定の原則の具体的な取り組みについてでございます。

　まず、私は市民の一人一人が住みなれた地域で人生を全うして、そして誰もが自分らしく生活を送ることができる地域社会を実現する、いわゆる地域包括ケアシステムの構築、このことを他の市や町に先んじて積極的に取り組んでまいりました。

　その中で、来年４月からスタートいたします総合事業は、本市にとって高齢者がいつまでも輝き続ける社会参加の促進を通じまして、安心して生活できる支え合い、また思いやり、この地域づくりをさらに強化していく契機となると考えております。

　また、この制度改正によりまして、ホームヘルプサービス、あるいはデイサービスのうち、介護予防にかかわる部分を市の独自性のある総合事業に移行いたしまして、時間や利用料の選択などもできる新たなサービスが加わることによって、サービスの提供体制が多様化されることになります。

　本市では総合事業移行後におきましても、利用者が適切なサービスを利用できるように、市の窓口等において介護保険の基本理念でございます自己選択・自己決定の原則を踏まえまして、利用者のニーズを的確に把握し、サービスの特徴あるいは内容を丁寧に説明してまいります。

　また、介護予防や生活支援に資するように、安心すこやかセンター等と連携いたしまして、介護予防ケアマネジメントを適切に行ってまいります。あわせて広報誌やホームページ、被保険者への説明会などを通じまして、市民の皆様にサービスについて広く周知いたしまして、サービスをしやすい環境を整えてまいります。

　残りの項目につきましては、担当部長からお答え申し上げます。

○議長（水野明議員）　市民文化部長。

◎市民文化部長（三好正彦）　それでは私から、標題１の導入して１年、マイナンバーは成功と言えるかの１項目め、これまでの状況についてお答えします。

　最初に、１点目の個人番号通知カードの未交付についてですが、10月末現在、個人番号通知カードの未交付は968通で、交付率は98.3％となっています。

　未交付分につきましては、住所異動をしないで転出した方など、市で居住地を把握することが不可能なケースもありますが、居住していて受領されていない方に対しては、自治協力委員会で自治会・町内会を通じて、早期の受領をお願いするとともに、広報ふじえだ、ホームページ等に通知カード受領のお願いを掲載するなどして、未交付分の解消に努めているところです。

　次に、２点目のマイナンバーカードの申請及び交付についてですが、本年５月以降、地方公共団体情報システム機構でふぐあいへの対応を進めた結果、本市では８月19日に滞っていた分の処理が終了しました。

　10月末現在、申請枚数は１万3,366枚のうち80.6％に当たる１万779枚の交付を終了し、未交付分は2,587枚となっています。

　未交付分のほとんどが、交付通知書を送付してあるにもかかわらず受領に見えられない方の分であることから、「マイナンバーカード受領のお願い」を広報ふじえだに掲載するとともに、改めて対象者宛てに受領をお願いするはがきを送付して、早期の交付を進めているところです。

　なお、市民全体の申請率は10月末現在で9.1％と、近隣の焼津市、島田市、静岡市よりも高い状況となっています。

　費用対効果につきましては、導入時期である現段階での評価はなし得ませんが、現在、国においてマイナンバーカードを利用した個人向けポータルサイトの機能充実が計画されており、子育てワンストップサービスなどのさまざまな取り組みに反映される予定ですので、マイナンバーカードを取得するメリット等について市民が困惑することがないよう、引き続きしっかりと説明してまいります。私からは以上です。

○議長（水野明議員）　総務部長。

◎総務部長（後藤裕和）　私から、標題１の導入して１年、マイナンバーは成功したと言えるかの残りの項目についてお答えいたします。

　最初に、２項目めの制度の具体的なメリットについてでございますが、今後、国が設置しますマイナポータルや情報提供ネットワークシステムの稼働開始が基本的には前提ということになります。

　これら２つのシステムにつきましては、来年７月より運用が開始される予定でございまして、マイナポータルが稼働しますと、国民一人一人に合ったサービスをお知らせするプッシュ型お知らせサービス、このことや国民年金保険料のワンクリック免除申請、それから税・社会保険料のクレジット納付、それから子育てワンストップサービスなどが利用できるようになります。

　また、自治体における情報提供ネットワークシステムが稼働いたしますと、事務の効率化による窓口での待ち時間の削減や添付書類の削減が進みまして、これらが実現することにより市民の利便性が向上するものと考えております。

　来年７月から稼働予定のこの２つのシステムにつきましては、市民のための確実な活用や利用が求められておりますので、市民の皆様に不安感を与えないように万全な体制で臨むため、現在、情報連携システムにおきまして情報連携に必要な符号の取得テストや、社会保障・税の各事務における他団体との情報連携テストを行っているところでございます。

　今後も、庁内での制度への理解、習熟度の向上と各事務の処理フローの確認、それから情報連携システム・マイナポータルの操作説明について職員研修を予定しておりまして、安全・確実な運用を行うための取り組みを進め、制度の効果を高めてまいります。

　次に、３項目めの今後の運用についての立ち位置についての１点目、事業所に発行する通知書への番号記載についてでございますけれども、本市のマイナンバー制度は法律に基づき、基本的には国の方針にのっとり取り組んでいるところでございます。

　御指摘のように、年末調整に際しましてマイナンバーの記入が拒否された場合には、本市に提出される給与支払い報告書には、マイナンバーが記入されていないことが想定されるところでございます。

　こうした場合、国では、事業所に交付する市民税、特別徴収税額決定通知書には職権でマイナンバーを記載すべきとしつつも、一方では、この通知書への記載の有無についての最終判断を各自治体に委ねる見解も示しているところでございます。

　こうしたことから、現時点では特別徴収税額決定通知書にマイナンバーを記載する必要はないものと考えております。

　また、その他の各種通知書等につきましても、個別の法令の規定や県内自治体の状況等を勘案しながら、マイナンバーの記載についての対応を判断してまいります。

　次に、２点目の提出書類のマイナンバー記載についてでございますけれども、マイナンバー確認書類を忘れた場合や、マイナンバー確認書類の提示を拒否された場合などは、番号法に基づく本人確認の措置によりまして実施をしているところでございまして、法改正が行われない限り、現在の対応を継続してまいります。

　次に、３点目のマイナンバーカードの普及促進についてでございますが、国からはマイナンバーカード取得のメリットとして、付加サービスを搭載した多目的カードとしての利用が示されているところでございます。

　具体的には、各市町村が独自で行う付加サービスの例示といたしまして、印鑑登録証や図書館カード、また制度改正により健康保険証機能の搭載などが国において検討されているところでございます。

　本市におきましては、まずは市民が安心して利用できる環境を整えることを第一に、市民の利便性の向上、費用対効果などの観点から検討を行ってまいります。私からは以上でございます。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　私から、標題２の介護保険の介護給付の一部が総合事業へ移行されることについての残りの項目についてお答えします。

　最初に、２項目めの新たな多様なサービス事業の実施とその実施事業所の見込みについてですが、本市は現行の介護予防給付に相当する訪問型サービスと通所型サービスを総合事業に設けると同時に、現行の基準を緩和したサービスと新たに保健・医療の専門職が行う短期集中によるサービスも整えてまいります。

　また、指定事業所に加え、業務委託方式も活用しつつ重層的なサービスを展開するため、現在事業者等と調整を進めております。

　さらに、ボランティア活動などにより、高齢者の支援や居場所づくりを行う団体への支援を通じ、住民主体のサービスが展開されるよう、地域団体等とも調整を行っております。

　新たなサービスの担い手となる事業所の数につきましては、現在積極的に掘り起こしを行っており、来年１月下旬をめどに移行の最終確認を進めてまいります。

　次に、３項目めの総合事業の財源に不足が生じた場合についてですが、総合事業の経費については介護保険料のほか、一般会計、国及び県が財源を負担することとなっており、国の定める上限枠の範囲においてサービスをより充実できるよう展開してまいります。

　なお、将来的には、サービス利用者の増加やニーズ等により上限枠を超えることも想定されますので、今のうちから本市としても、市長会等を通じ、国に対して上限枠の見直しを含め、財源確保を要望してまいります。

　次に、４項目めの窓口で導入されるチェックリストの活用についてですが、介護認定審査会でいわゆる非該当になった場合や、総合事業のサービスの利用希望があれば基本チェックリストによる状況確認を行い、総合事業を利用できる事業対象者となれば総合事業のサービスを御案内し、またそうでない場合は、一般高齢者を対象とした介護予防教室や、生きがいデイサービスを御案内します。

　総合事業移行後においても、一人一人のニーズとそれに寄り添ったサービスがマッチングできるよう、十分な情報提供と窓口での応対を行ってまいります。私からは以上でございます。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　まずマイナンバーですが、現在でも1,000件弱の人が到達していない個人番号通知カード、この問題は時間を経ることによって解決できるのかということを聞いていますので、まずそのお答えをお願いします。

○議長（水野明議員）　市民文化部長。

◎市民文化部長（三好正彦）　今受領されていない方々には、答弁でも少しお話をさせていただいたように、自治会・町内会を通じて組回覧で早期の受領のお願いをしております。また、広報ふじえだ、またホームページ等に掲載をさせていただいて解消に努めているところであります。

　徐々に解消はされてきておりますけど、通知カードをお受け取りになっていない方の中には届け出をしないで住所を変えた方など、市で実際の居住地を把握できない、このようなケースが含まれておりますので、全ての方に通知カードをお届けするのは難しい状況であると思っております。以上です。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　国民全てに番号が届きますと言いつつ、１年たっても解決の見通しがつかないこと自体、私は制度は破綻している一つのあかしだというふうに思っております。

　これから何とか今後普及していきたいということで、このロードマップというものを国が出しているわけです。５年先まで活用推進策が書かれております。

　私は、このやり方がめちゃくちゃだと言いましたけれども、この中身もめちゃくちゃです。思わず笑っちゃうのが、2020年の東京オリンピック会場の入館規制。これは競技場に入るときの本人確認がマイナンバーカードがあればできると。隣に書いてありましたけれども、カジノ入館規制、一体どこにカジノがあるのか。国民の反対をつくるカジノをこれもつくろうかと、これも本人確認をマイナンバーカードでできると、こんなことまで書いてあります。

　こんなことは、国民のほとんどは関係することではありません。ただ、答弁がありましたのが、来年度から実施されますマイナポータル制度、これは個人のパソコンからマイナンバー検索ができるというのが基本的なシステムでございますけれども、自治体に関係することがここでは多くあります。子育てワンストップサービス、プッシュ型お知らせサービスと言われましたけれども、子育てワンストップサービスについてだけでも結構ですが、市民にとって何が便利になるのかということを、子育てワンストップサービスだけで結構ですので、お答えください。

○議長（水野明議員）　総務部長。

◎総務部長（後藤裕和）　子育てワンストップサービスで便利になることでございますけれども、まずは手続に必要な書類を確認するということで、今まで例えば書類を持って市役所のほうに来たときに、何々が足りませんというようなケースがあったんですけれども、そういったものが御本人の場合、こういうケース、こういうケースと細かく対応ができるということで、必要なサービス、こういった必要書類があるよというのがお手元でわかるということでございます。

　それから、あとは簡単オンライン申請ということで、自宅のパソコンから、例えばいわゆる保育所の申し込みとかをしたいという場合にも、これからはオンラインで24時間申し込みができるようになるといったものが考えられます。

　そのような形でいろいろなサービスを提供できます。以上です。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　確かに子育てワンストップサービスについては、そういうことが内閣官房総合戦略室のところに書かれておりますけれども、実際、保育園の入園希望というものが出されるかということも言われました。この内閣の出している方向性については、これを見ましても、いろんな書類が必要だという羅列だけが書いてあって、マイナンバー制度を導入することによってどこが便利になるかということは一切書かれておりません。

　現在、保育園の入園手続というものは市のほうでもやっておりますけれども、第５希望まで書いて出すと、なおかつ認可外、預かり保育といったところの希望も幾つも書いて、並願という形で出しているのが実態だと。それには、職員がついてその申込者の方の自宅周辺の施設がどれだけあるかと地図で示してやっているのが、実際の保育園の入所のやり方だと。それが、このマイナンバーカードというカード１枚で実際できるかというのが、私はこれ、とてもできない話だと。

　ほかにもいろいろ言われましたけれども、大体似たような、今の国のほうの検討状況であると。結局、徴税強化が目的でそれを覆い隠そうとするから、こういうことでしか示せないというふうに思っております。

　もう一つ聞いておきますけれども、これからこの情報提供ネットワークが稼働することによりまして添付書類が削減されると言われましたけれども、何が削減されるのかということをお願いいたします。

○議長（水野明議員）　総務部長。

◎総務部長（後藤裕和）　いろいろな手続によって物は違いますけれども、大きくはやっぱり住民票とか所得証明、こういった関係のものが一番削減の対象になってございます。以上です。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　ほとんどは年に１回あるか、２回あるかどうか、その程度。

　今のお答えは、制度発足当初に庁内プロジェクトチームをつくって検討すると言ったときとほとんど変わらないというか、全く変わらないお答えで、結局これ以上のメリットははっきり示すことは、私はできないというあかしだというふうに思っております。

　その中で、事業所への特別徴収通知書ですとか、市への申請書類については番号の記載はしなくてもよいというふうにするといたしました。その判断は尊重したいと思います。書かなくてもいいなら最初から書かすなというふうに思いますけれども、それは継続していただきたい。

　一方、事業拡大に向けてこれから国がどんどん進めようとしておりますけれども、国保ですとか図書館カードといったことにリンクをつけていくということでございます。つまり、持たなきゃいけないということです、マイナンバーカードを。持つことになりますと、紛失ということが当然伴うわけでありまして、常時携帯へと進むことによる紛失によりますリスク、この点についてどう考えているのかということをお願いいたします。

○議長（水野明議員）　総務部長。

◎総務部長（後藤裕和）　マイナンバーカードを紛失したときのリスクでございますけれども、基本的には、皆様の運転免許証とかクレジットカードとかそういったものをお持ちだと思いますので、そういったものと同様な管理をしていただくことが大事かと考えております。以上です。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　もちろん管理は大事ですけれども、マイナンバーの個人番号というものは単なる預金口座の番号と違いまして、もちろんパスワード等はありますけれども、その番号は検索する人ができれば、税金の滞納状況とかそういったことまでわかるということで、紛失のリスクはただ個人で管理していいかということに任せているだけでは、そのリスクに対して覆い隠せないというふうに思っておりますけれどもね。

　結局、あえてその紛失の危険性が高いマイナンバーカードを、なぜあえてまたこれから今後持たせようとしていくのか、私はこれがちょっとさっぱり理解できないというふうに思っておりますけれども、結局こうまでしなくては普及できないんですよ、マイナンバーカードは。この制度は、国民の利便などを目的としているわけではありません。先ほど言いました税と社会保障をいかに効率よく徴収するかです。

　はっきり言って、私はこれは失敗だと、１年たって失敗だと思いますけれども、廃止を求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（水野明議員）　総務部長。

◎総務部長（後藤裕和）　先ほども申し上げましたとおり、まだ導入して１年ということで、石井議員のほうからはもう既に失敗だというような御見解でございますけれども、市としては、これからマイナポータル等が稼働することで市民の利便性が向上していく、これはまた、こういったスケジュールがおくれているということも国に対してまた強く申し上げて、市としてはできる限りの対応をとっていきたいと考えております。以上です。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　はっきりと言えないかもしれませんが、あなたの、総務部長の顔には失敗だというふうに書いてあります。何でこんなことやらなきゃいけないとも書いてあります。

　国民にとって危険で不要なマイナンバー制度はきっぱりと廃止すべきだと、地方からも求めていくことにさせていただきたいというふうに思っております。

　次に、介護保険の問題についてでございますけれども、答弁のありました介護保険は自己選択・自己決定の原則で実施していくということでございますが、この原則とは具体的に何をいうのかということで、お尋ねいたします。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　原則とは、基本的な介護保険の理念でございまして、受付窓口での案内やケアマネジメント、こういうものにおいても利用者がサービスを御自分で選択できて、決定できる、そういうことを前提としているものでございます。以上です。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　利用者がサービスを選択し、決定する、そう言われました。ところが実際はそんな単純な話ではありませんので、まず事業所についてですが、この多様なサービスの担い手があるかどうかです。

　この総合事業は一昨年４月から実施されておりまして、来年度までの３年間で全ての自治体が実施をするものというものですけれども、これまでの２年間で移管した自治体は、全国でたった７％なんですよ。その理由は、多様なサービスの整備にめどが立たなかったということです。

　2015年、それから2016年、本市が移管しようと思えばできたんですけれども、移管しなかった理由はどこにありますか。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　来年が移行の最終年度でございますけど、やはり本市においても多様なサービス、いろんな今度はＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄと形態がありますけど、そういうものを藤枝市の社会資源、どういうものがあるか、こういうものを掘り起こす中で準備をする期間として、この２年間を設けたものでございます。以上でございます。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　お手元にお配りした表をごらんいただきたいんですけれども、裏面の２、通所型サービスというところでいいますと、現行の通所介護相当は残る、新たに多様なサービスとしてＡ、Ｂ、Ｃとくっつけている。

　先ほどのお答えでは、Ａ型とそれからＣ型、これをやるというお答えでございました。Ａ型とは、通所型サービスのＡ型と、それから現行の通所介護を併存させるということですけれども、この２つの事業が１つの事業所で行えるかどうかという中身なんですけれども、人員については、現在の指定事業所は介護職員とヘルパー等の資格者が従事者ということで定められています。ほかに生活相談員、看護職員、機能訓練指導員もそれぞれ１名必須としてなっているわけですけれども、ところが緩和した基準によるサービスと言われますこのＡ型のところは、そんな資格も何も全部取っ払ってですね、単に従事者15名までは専従１名というふうにしているだけの人員基準なんですよ。ここに書いていないですが、そういう中身です。

　設備基準も、これまでは食堂、機能訓練室、静養室、相談室、これがなきゃだめだということですが、Ａ型は１人当たり３平米以上の面積を求めているだけなんですよ。しかも、介護従事者とそれからＡ型の従事者は報酬に差が出るわけでしょう。こんなことを１カ所の指定事業所で行えば、既存のこの基準を引き下げて、無資格、それから安物サービスが結果的に広げることになりませんか。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　今回の総合事業では、例えばこれまでは介護福祉士などで身体介護を必要とする方の通所、これについては現行どおりでございますけど、身体介護を必要としないサービスについては、必ずしも介護職の資格を持つ専門職でなくてもいいということでなっております。そういうことから、やはり報酬はその分下がりますし、資格を必要としないことから、少ない自己負担で利用できるサービスも提供できるということです。

　ただ、そうかといって、資格がないからといって従事する職員につきましては、やはり質を確保しなきゃならないということで、一定の研修等は義務づけをする予定でおります。以上でございます。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　質を確保するために一定の研修と言われましたけれども、一定の研修とはどういう中身ですか。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　本市の標準的なカリキュラムとしましては、基本的な講義を８時間、あと実習２時間程度を今計画しております。以上でございます。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　ヘルパーの資格を取るのが、原則450時間要るんですよ。それを、たった８時間と２時間で10時間の研修を受けた人が、一つの通所介護施設の中で、一体どうやって一緒に働いているのかと。

　私は、ある事業所の人に電話で聞いたんですが、要支援・要介護、ランクいろいろ言いますけれども、そんなにランクによってお年寄りの方が差があるわけじゃない。一つの部屋で全員が過ごせるようにしていくこと、それが大事だというふうにおっしゃっていました。その中で支援の方法を見つけるのが、専門職の仕事であると。

　そんな職場で、どう利用者を区分けをして、ヘルパーと研修者の対応を分けるというのか。しかも、同じことをやっていて給料も違うわけですから、モチベーションの維持もできるかといえば、ここでも問題だというふうに思っております。

　併存ではなく別々の事業所としてあれば、これはまたすっきりする話だと思うんですけれども、一つの事業所でやるからこういうことになる。ここには、利用者を無視した行政の都合、一つの事業所でも空きがあるからそこを埋め合わせしようという行政の都合が見え隠れしているんですね。でも、結果として、併存方式は事業所の質が明らかだというふうに思っております。この点は指摘をしていきたいというふうに思っております。

　次に、利用者の立場についてお尋ねいたします。

　総合事業のサービスを受けるには、包括が作成いたします介護予防ケアマネジメントというものを行うことが原則となります。

　ところが、厚生労働省はこのガイドラインというものをつくっておりますけれども、これですね。この中身を見ますと、わずかな支援で介護保険を受けながら自分流の生活を継続している多くの利用者の実態を無視して、ケアマネジメントを行うことで介護認定をしないように誘導している。

　ケアマネジメントは、まず利用者との面談を行う。このガイドラインには、ここでなぜ要支援認定の申請をしたのかと、まず本人に考えさせろと。次に、状態の把握に当たっては、できていないというマイナス面だけではなくて、できている部分を把握して、それを家庭内や地域で発揮できないか検討しろと。さらには、高齢者は諦めの境地にいるので、目標は表明できないと、こんなことまで書いてある。大変失礼な話だと思います。

　ケアプランの作成については、目標を徹底しろ、生活の目標は６カ月以内で達成できるケアプランをつくれと、これが望ましいとしているわけですけれども、そこまで指導しているんですね。

　モニタリングというところがあります。成功例が書かれておりますけれども、そこはただ自立に至った好事例のケースだけを並べておりまして、一例を挙げますが、要支援２の女性、75歳、Ａさん。大腿骨を骨折した方が退院後、通院以外、外出しなくなった。でも、玄関先の段差に手すりを設置したら、近くの通いの場にボランティアの送迎によります運動プログラムに参加できるようになって、歩くことに自信がついて体操教室にも参加して、最近ではバスを利用してデパートまで通いすることができたと。

　手すりをつけただけで回復する、まるでスーパーおばあちゃんですよね。めでたく、それで要支援２から卒業して更新不要という、こういう成功例ばっかり書かれているわけですね。

　このガイドラインがサービスを提供する包括や居宅介護のほうに行くわけですので、これでどうやって自己選択の徹底が可能かというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　これまでも自己選択・自己決定の原則は、平成12年からの介護保険制度創設以来、変わっておるものではございませんので、包括、安心すこやかセンターでも、事業所についても、その辺は十分承知をしているところで、市としても今後、そこは徹底してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　でも実際、包括に行く文書は、先ほど言いました厚生労働省のガイドラインですよ。

　包括から一部委託を受けたケアマネ、50カ所ぐらいあるわけでしょう、居宅介護事業所は、そこにも行くわけですよ。それだけの数があって今言われた徹底、どうやってできるんですか。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　本市としては、今回の総合事業全体のものを含めて、手続的なものも含めて現在、あと市の窓口についても、やはり新しい制度ですので、マニュアルを今つくっております。それも安心すこやかセンター等にも配付して、徹底をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　今のマニュアルをつくるというのは確かですね、確認します。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　必ずつくります。以上です。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　議会の公式答弁として、プラス今まで言われた内容のマニュアルを、市独自でつくると言われました。非常にこれはいい答弁ですよ。それはそういうふうに、ぜひしていただきたいというふうに思います。

　時間もなくなりましたので、チェックリストについて少し触れたいと思います。

　先ほども言いましたが、これを使う真の理由は認定申請させないことにあるというふうに思っております。

　なぜ申請前に行うのか。先ほどの状況調査、買い物に行けますかといった状況調査は、申請後にやっていることでも認定調査の中でも、十分やられているわけです。

　また、いち早くサービスにつなげることも必要だということも言われておりますけれども、これは申請と並行して２次予防ですとか多様なサービスをやればいい話でありまして、わざわざ事前に持っていく必要はないというふうに思います。

　だからこそ、介護版水際作戦と呼んでおりますけれども、違いますか。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　今、石井議員、水際作戦という言葉をお使いになられましたけど、決してそのような使い方をするわけではございませんし、窓口へ来られた場合には、まず御本人の希望、認定申請をされたいのか、あるいはどういうサービスを使いたいのか、どういうところに困っているのか、そういうところをしっかり聞く中で認定される方は認定を拒まないで、今までどおり認定の申請のほうの御案内をさせていただきます。

　ただ、中にはこの総合事業のようなサービスをまず使いたいと、認定申請はまだいいけど、このサービスが使えればいいよという方につきましては、チェックリストでその辺の御案内をさせていただくというもので、決して認定申請を拒むものではございません。以上です。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　利用者の立場に立ってちょっと考えていただきたいんですが、お年寄りの方は総合事業ですとか介護保険ですとか、そんなことはわかりっこないんですよ。窓口に来る人は知らないです。そういう人が窓口に来る。そういう立場の人に考えてみてどうなのか。

　しかも、これまでそれなりに頑張ってきた人たちが、このような買い物に行けますかなんて調査が来て、行けませんなんて正直に答える人がどれだけいるのか、ちょっと私はそこで怒り出すような人もいるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この実態と裏腹に行けなくても行けるというふうに書いちゃう人、そういう人だって当然いると思うんですよ。そこまで、このリストは当て込んでつくっているものだというふうに思っているんですね。だからこそ危険だと。

　人材によって差があると言いましたが、川崎市では65歳以上の人はまず介護が必要という考えから、このチェックリストを使うのは認定申請をした後の、非該当になった人のみに利用すると、私は電話で川崎に聞いて確認をいたしました。人それぞれ、ケース・バイ・ケースはありますけれども、これで何の問題もないと、そのやり方で。そう言っているんですね。

　サービス受給が一番というなら、いち早く受けたい人だけにチェックリストを行うといった、柔軟な対応でも別に構わないと思います。そういうことでもできると思います。

　先ほどマニュアルをつくると言われました。マニュアルをつくるというのであれば、これも包括のほうに出すわけですけれども、そのマニュアルの中に、このチェックリストにおいても自己選択の徹底を明記した項目を加えることぐらいは、私は、これは今できるというふうに思うんですけれども。

　川崎では要綱という形でつくっていましたが、そういったところは明記するべきじゃないですか。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石和利）　申請の手続、そういう応対の仕方については先ほどのマニュアルの中で明記をしっかりして、ただマニュアル的にもつくって終わりじゃなくて、それ以降いろんなケースによって見直しが必要となりますので、その都度随時いいマニュアルに変えていきたいと思います。以上です。

○議長（水野明議員）　石井通春議員。

◆11番（石井通春議員）　じゃあ、マニュアルに明記をするということで、確認をしたいと思います。

　今、政府は介護保険を標的にいたしました社会保障費の削減というものを、特に介護・医療のところでやって進めていこうとしております。この生活援助の１・２の外しは、要支援１・２に限らずに、今後要介護１・２にも進めていく、それから福祉用具のレンタルは全額自己負担にする、これはやめましたけれどもね、そうしたところの検討までしている。利用料の２割から３割負担ということも、これから進めようというふうにしております。

　今そういう中で、国が本当に冷たい風を吹かせている中で、自治体の立ち位置が本当に問われておりますので、この国の冷たい風から藤枝市が防波堤となって、市民の立場に立って運用していただくことを望みまして、質問といたします。ありがとうございました。